

### 死亡慰謝料

弁護士会	
一家の支柱	2,800万円
母親・配偶者	2,400万円
その他	2,000～2,200万円

任意保険	
一家の支柱	2,000万円
18歳未満の無職者	1,500万円
高齢者	1,450万円
その他	1,600万円

自賠償保険	
死亡者本人分	350万円
遺族一人の場合	550万円
遺族二人の場合	650万円
遺族三人以上の場合	750万円
被害者に被扶養者がいる場合は、200万円加算	

### 後遺障害慰謝料

弁護士会	
障害等級	慰謝料金額
/	
第1級	2,800万円
第2級	2,370万円
第3級	1,990万円
第4級	1,670万円
第5級	1,400万円
第6級	1,180万円
第7級	1,000万円
第8級	830万円
第9級	690万円
第10級	550万円
第11級	420万円
第12級	290万円
第13級	180万円
第14級	110万円

任意保険	
障害等級	慰謝料金額
/	
第1級	1,900万円
第2級	1,500万円
第3級	1,250万円
第4級	950万円
第5級	750万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

自賠償保険	
障害等級	慰謝料金額
別表1第1級	1,600万円
第2級	1,163万円
別表2第1級	1,100万円
第2級	958万円
第3級	829万円
第4級	712万円
第5級	599万円
第6級	498万円
第7級	409万円
第8級	324万円
第9級	245万円
第10級	187万円
第11級	135万円
第12級	93万円
第13級	57万円
第14級	32万円